

2020年11月10日
日本銀行

「地域金融強化のための特別当座預金制度」の導入について

日本銀行は、本日開催した政策委員会・通常会合において、地域金融機関が将来にわたり地域経済をしっかりと支え、金融仲介機能を円滑に発揮していくための経営基盤の強化に資する観点から、金融システムの安定確保のための政策として、別紙の内容を骨子とする「地域金融強化のための特別当座預金制度」を導入する方針を決定した。

わが国の金融システムは、新型コロナウイルス感染症の拡大が続くもとでも、全体として安定性を維持している。その中核をなす金融機関は、企業や家計に対して積極的に金融仲介を行うことを通じて、わが国経済を支えている。もっとも、やや長い目でみると、金融機関の国内預貸業務の収益性は低下を続けている。これは、極めて低い金利環境の継続に加えて、人口の減少・高齢化や成長期待の低下、企業部門の貯蓄超過などの構造要因による面が大きい。地域金融はこうした構造要因の影響を特に強く受けていると考えられる。今後、感染症の拡大が想定以上に長期化するなど収益力低下が継続する場合には、金融仲介機能の円滑な発揮が妨げられる可能性もある。

地域経済を取り巻く環境は、上記の要因のほか、SDGs に対する社会的要請の高まり、感染症拡大を契機とした生活様式や働き方の変化、デジタル・トランスフォーメーションの進展などにより、足もとさらに大きく変化しつつある。こうしたもとで、地域の企業や家計が活力を高め、地域経済ひいてはわが国経済が持続的に発展していくために、地域金融機関の役割を欠くことはできない。その際、必要になるのは、将来にわたって地域を支えていくための十分な資本と収益力を確保していくこと、地域が抱える様々な課題を解決する付加価値の高い金融サービスを提供していくことである。

現在、地域金融機関は、感染症拡大を受けた企業や家計の資金繰り支援に注力するとともに、やや長い目でみた経営基盤の強化にも取り組んでいる。地元企業の課題解決や長寿化時代における家計の資産形成といった、地域の

金融ニーズに応えることによる資金利益・手数料収入の強化、経営全般の効率化などである。また、同様の観点から、デジタル・トランスフォーメーションへの対応を含め、金融機関同士や他業種との経営統合・アライアンスを通じた多様な取り組みも広がっている。こうした取り組みが成果に結び付くには相応の時間を要するとみられるが、将来を見据えた積極的な対応をさらに前に進めていくことが必要と考えられる。

以上の認識を踏まえ、日本銀行は、中央銀行の立場から、地域金融機関の経営基盤強化に向けた取り組みを後押しするため、本制度を導入することが適当と判断した。これは、3年間(2020～22年度)の時限措置として、一定の要件を満たした地域金融機関に対し当座預金への追加的な付利を行うものである。日本銀行としては、本制度が多く地域金融機関に利用され、地域における金融仲介機能の十全な発揮と金融システムの安定確保に資するものとなることを期待している。また、日本銀行は、地域金融機関との対話を深め、地域経済を支えるための幅広い取り組みを支援していく。

日本銀行は、本制度の具体的事項について、所要の検討を速やかに進め、改めて政策委員会において実施のための基本要領などを決定し、公表する方針である¹。

以 上

¹ 本制度を実施するうえで必要な認可についても検討等を進めていく。

「地域金融強化のための特別当座預金制度」の骨子

1. 制度の趣旨と概要

地域金融機関が将来にわたり地域経済をしっかりと支え、金融仲介機能を円滑に発揮していくための経営基盤の強化に資する観点から、金融システムの安定確保のための政策として、一定の要件を満たした先に対し、補完当座預金制度に基づく付利に加え、当座預金残高（所要準備額を除く）について追加的な付利（以下「特別付利」）を行う制度を時限的に導入する（3年間）。

2. 対象先

当座預金取引先である地域銀行および信用金庫のうち、本制度の適用を希望する先とする。

—— 当座預金取引先ではない協同組織金融機関を対象先とするか否かは、系統中央機関など関係先との協議等も踏まえ、改めて決定する。

3. 特別付利の要件・方法

対象先が（1）から（3）までの要件をすべて満たした場合に特別付利を行う。特別付利の方法は、（2）各号に掲げるとおりとする。

（1）地域経済の持続的な発展に貢献する方針であること

（2）次の①または②のいずれかを満たすこと

① 一定の経営基盤の強化を実現すること

- ・ 2020～22年度の各年度に、OHR（Over Head Ratio）等に基づいて予め定める経営基盤の強化の要件を満たした対象先に対し、翌年度9月積み期から1年間、特別付利を行う。ただし、2020・21年度に要件を満たさない先が、翌年度以降2022年度までに要件を満たした場合には、満たした年度の翌年度に過年度における特別付利相当額を支払う。

—— 本要件による特別付利を希望する先は、予め、「経営基盤の強化に向けた取組み方針」を日本銀行に提出するほか、進捗状況に関する定期的な報告を行う。

② 経営統合等により経営基盤の強化を図ること

- ・ 本年11月10日以降、2023年3月末までに経営統合等（合併、経営統合または連結子会社化）を行う旨の機関決定を行った対象先に対し、当該経営統合等が経営基盤の強化に資するものであることを日本銀行が経営統合計画等により確認のうえ、3年間、特別付利を行う。

（3）特別付利を行うことが適当でない認められる特段の事情がないこと

4. 適用利率

年+0.1%とする。

—— 3. の要件を満たした先に対し、2021年度以降、補完当座預金制度に基づく付利（現在、同制度における基礎残高は年+0.1%、マクロ加算残高は年0%、政策金利残高は年-0.1%の利率を適用）に加えて、年+0.1%の利率で特別付利を行う。